

生衛かごしま

Vol. **58**発行・編集 公益財団法人 鹿児島県生活衛生営業指導センター
鹿児島市新屋敷町16-213 TEL.099-222-8332

©K.P.V.B

ご挨拶



新年度を迎えて

(公財)鹿児島県生活衛生営業指導センター

理事長 肥後 辰彦

平素は、行政当局をはじめ、日本政策金融公庫、関係機関の皆様、そして各生活衛生同業組合及び組合員の皆様には、当指導センターの事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年5月に新型コロナウイルス感染症が、感染症法上5類に変更されて以降、県内の経済活動が正常化に向けて動き出したとはいえ、私たち生衛業界は、原材料費の高騰をはじめとして、コロナ禍で離職した働き手が確保できず、人手不足が深刻化しています。更に、営業者の高齢化や後継者確保難など様々な経営課題を抱えており、依然として厳しい経営状況が続いています。

このような経営課題の解決のために、指導センターでは、相談内容に応じた専門家を派遣し経営指導等を行う「生衛業経営支援緊急対策事業」を今年度も実施します。

私たち生衛業にとって、課題解決は待ったなしであり、ぜひこの専門家の派遣事業をご活用いただき、デジタル化をはじめ経営の改善対策に取り組んでいくことが重要と考えます。

また、当指導センターでは、生衛業の経営の安定化を図るため、行政機関、日本政策金融公庫などの関係機関と連携し、融資や税務相談、後継者育成支援事業、健康福祉対策推進事業のほか諸事業にも継続して取り組んでまいります。

関係機関のご指導やご支援を賜りながら、生活衛生同業組合及び組合員の皆様と一丸となって、この難局を乗り越え、生衛業がより魅力のあるものとなるよう努めてまいりますので、皆様の積極的なご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。



新任のご挨拶

(株)日本政策金融公庫 鹿屋支店

支店長兼事業統轄 陣内 克哉

令和6年4月1日付の異動により、大阪支店から鹿屋支店国民生活事業統轄に着任いたしました陣内でございます。

生活衛生関係営業の皆さまにおかれましては、平素から日本政策金融公庫の業務につきましてご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、生活衛生関係を取り巻く環境は、長引く新型コロナウイルスの影響に加え、物価・原材料高や人手不足など、依然として厳しい状況が続いています。

その一方で、来年開催される大阪万博を契機とした外国人観光客の更なる増加、それに伴うインバウンド需要の全国的な高まりといった明るい話題もあり、皆さまにとって飛躍の機会になるものと期待しています。

私ども公庫といたしましても、政策金融の担い手として、生活衛生営業指導センター様や各生活衛生同業組合様と連携しながら、組合員の皆さまの安心と挑戦を支え、共に未来を創っていく所存でございますので、何卒よろしく願いいたします。


私事になりますが、鹿児島は佐賀県出身の私が中学生時代までを過ごした思い出の地でもあり、これから地域の発展に関わることができることを大変光榮に存じます。

結びになりますが、組合員の皆さま方のご商売繁盛を心から祈念いたしまして、新任のご挨拶とさせていただきます。


栄えある受賞おめでとうございます

受賞された皆様方の、長年にわたる生活衛生同業組合の組織強化と生衛業界発展のためのご尽力と、その顕著な功績に対しまして、敬意と感謝の意を表し、心からお祝い申し上げます。

令和5年秋
「旭日双光章」
生活衛生功労
谷上 司
鹿児島県美容生活衛生同業組合理事長



令和6年春
「旭日単光章」
生活衛生功労
野中 正
鹿児島県理容生活衛生同業組合副理事長



令和5年度「厚生労働大臣表彰」
福山 大作 ホテル旅館組合副理事長

令和5年度「鹿児島県知事表彰」
大迫 正明 クリーニング組合副理事長

令和6年度「鹿児島県知事表彰」

郷原 龍大	理容組合理事
吉永 直光	理容組合理事
井手上慎一	すし商組合専務理事
島中知比呂	ホテル旅館組合理事
西村 徹	ホテル旅館組合常務理事
前田 真吾	飲食業組合常務理事

▶ 当指導センターの令和6年度事業計画

指導センターでは、去る3月12日開催の理事会において、令和6年度の事業計画及び予算等の審議を行い、全会一致で原案どおり可決承認されました。本年度も各生活衛生同業組合や関係諸団体と連携を図りながら、下記の事業を実施いたします。

I 企画・運営に関する事業

- 1 理事会・評議員会の開催、運営の適正化



理事会

II 補助金事業

(生活衛生関係営業指導事業)

- 1 相談指導事業
 - (1) 生活衛生営業相談室運営事業
 - (2) 税務相談等事業
 - (3) 地区生活衛生営業相談指導事業
 - (4) 相談指導顧問設置事業
 - (5) 経営指導員巡回指導事業
 - (6) 生活衛生関係営業経営改善資金融資等指導事業
 - (7) 相談支援連絡協議会事業



日本公庫若手職員との勉強会

2 情報化整備事業

- (1) 生衛業ネットワークシステムの有効活用
- (2) ホームページを活用した衛生水準の維持向上



組合活性化塾

3 後継者育成支援事業

- (1) 企画・評価協議会の開催
- (2) 職場体験学習(インターンシップ)等の実施

- 4 健康・福祉対策推進事業
 - (1) 衛生講習会等の開催



美容組合衛生講習会

III 受託事業

- 1 日本政策金融公庫生活衛生融資一般貸付推薦書交付事務
- 2 クリーニング師研修及び業務従事者講習
- 3 経営特別相談員研修会
- 4 経営状況調査、景気動向調査
- 5 デジタル化推進事業
- 6 生活衛生関係営業経営支援緊急対策事業
- 7 サウナ営業融資審査会の実施



社交組合 SNS セミナー

IV 生活衛生同業組合育成に関する事業

- 1 生活衛生同業組合の振興計画の策定及び事業促進等の指導
- 2 機関誌「生衛かごしま」発行
- 3 生活衛生関係営業者の生活衛生同業組合加入促進
- 4 生活衛生功労者の表彰推薦
- 5 衛生水準の確保・向上事業、「生活衛生同業組合活動推進月間」に係る各種事業の推進



衛生水準確保向上事業

V 標準営業約款(Sマーク)登録に関する事業

- 1 制度の周知・普及と登録促進

▶ 指導センターだより(研修会、講習会、意見交換会の実施)

相談支援連絡協議会



令和5年7月10日、各生衛組合の理事長、経営特別相談員と日本政策金融公庫県内3支店の事業統轄、融資課長が出席して衛経貸付相談支援連絡協議会を開催しました。

原材料費やエネルギー価格の高騰により厳しい経営状況に置かれている生衛業者に対する生活衛生改善貸付の推進や新型コロナウイルス感染症特別貸付による資金繰り支援について、幅広く意見交換を行いました。

また、全国指導センターの鎌倉指導調査部長をお招きして「生活衛生業を取り巻く情勢等について」と題して講演をいただきました。生活衛生業に対する各種支援やデジタル化の推進について理解を深めました。

経営特別相談員研修会



経営特別相談員としての知識の習得や資質の養成を図ることを目的に、令和5年9月25日、経営特別相談員研修会をホテル福丸で開催しました。

特相員39名の受講があり、まず(株)さくら優和コンサルタント社長の新徳博幸先生に、経営に役立つ各種補助金・助成金の紹介や申請の流れなど分かり易くご説明いただきました。

次に中小企業診断士の二木宏造先生に「コロナ禍で途絶えた顧客を取り戻す!」と題して講演をいただき、収益を上げる思考と行動のポイントについて理解を深めました。

また、日本政策金融公庫鹿児島支店国民生活事業の瀬之口融資第一課長に「衛経推薦上の留意点」について講演をいただきました。「非常にわかり易く参考になった」と好評でした。

生衛役員等との協議会



令和6年2月5日、鹿屋市のホテルさつき苑にて、日本公庫鹿屋支店成島支店長、濱崎融資課長と同支店管内の生衛組合役員等6名が出席、令和6年2月9日には川内市のホテルオートリにて、日本公庫川内支店伊勢支店長、植木融資課長と同支店管内の生衛組合役員等17名が出席し、協議会を開催しました。

地域の生衛組合役員、経営特別相談員と日本公庫との更なる連携強化を確認して幅広い意見交換を行いました。

また、税理士法人さくら優和パートナーズに加藤大輔税理士に「インボイス・改正電子帳簿保存法」と題して講演をいただき、税務講習会を実施しました。

クリーニング師研修・業務従事者講習



令和5年度は、10月29日(日)の鹿屋市会場(リナシティかのや)と、11月26日(日)の鹿児島市会場(ポリテクセンター鹿児島)の2回実施しました。

両会場ともにクリーニング師研修と業務従事者講習を並行して実施しましたが、コロナ禍が落ち着いてきたこともあり、通信制より受講効果の高い会場での受講者が増加しました。

一方、本県の受講率は全国平均をやや上回っているものの、まだ充分とは言えない状況です。この研修・講習は、法律で義務づけられたものであることを再認識のうえ、今年度は未受講者を含め、是非多くの方の受講申込みをお待ちしています。

後継者育成支援事業

当指導センターでは、若者が将来の職業として生衛業を選択するきっかけづくりとして、中学校や高校等の各種学校や生衛業組合と連携した後継者育成支援事業を実施しています。この事業には、少数の生徒や学生が生衛業の各種店舗で職業体験する「職場体験学習(インターンシップ)」や、学級や学年全体を対象に生衛業のスタッフや職人が学校に出向いて行う「出前授業」などがあります。

参加した生徒達のアンケートには、「見学では見えない大変な部分や魅力を身をもって体験できたことは大きな収穫」、「長年仕事に努力を続けている職人の凄さを感じた。将来やりたい仕事は違うが、その仕事に就くため今から努力していきたい」、「働くことはとても大変。だけど楽しい」などがあり、受け入れたお店からは「日頃やり慣れた仕事でも、子供達を指導する中で新たな気づきが生まれるなど、受け入れた成果があった」など、事業の必要性・重要性を感じさせるものが多くありました。今後も関係者の皆様の御協力をいただきながら事業を進めてまいります。

生衛業店舗等での職場体験学習



出前授業



クリーニング師研修・業務従事者講習を受講しましょう

クリーニング師及び業務従事者（取次所を含む）の方は、消費者保護を目的として、新しい知識の習得や技術の向上を図るために、3年に一度は県知事が指定する研修・講習を受講することが義務付けられています。本年度は、県内各保健所の協力を得て下記のとおり開催を予定しています。対象となる方は、必ず受講されるようお願いいたします。

1 会場における研修・講習（予定） ※奄美市会場ではクリーニング師研修のみの実施となります。

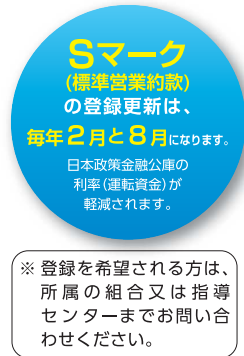
開催日	会 場	場 所
令和6年10月20日(日)	奄美市会場	大島支庁 大会議室(4階)
令和6年11月10日(日)	薩摩川内市会場	SSプラザせんだい
令和7年1月26日(日)	鹿児島市会場	ポリテクセンター鹿児島

2 通信制の研修・講習（予定）※離島にお住まいの方や上記会場において受講できない方

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切
令和6年9月2日(月)	令和6年12月2日(月)	令和6年12月16日(月)

～理容店・美容店・クリーニング店・めん類飲食店・一般飲食店を営業の皆様へ～

Sマークの登録店になりましょう。



Sマーク
(標準営業約款)
の登録更新は、
毎年2月と8月
になります。

日本政策金融公庫の
利率(運転資金)が
軽減されます。

※登録を希望される方は、
所属の組合又は指導
センターまでお問い合わせ
ください。



当店は安心です

Sマーク登録店
3つのSを約束します。

私たちはSマークのお店です。

安全・安心を約束する3つの“S”

- Safety** 安全であること
Sマーク登録店は、万一事故が発生した場合、事故賠償基準に基づいて賠償が行えるよう、損害賠償責任保険に加入しています。
- Standard** 安心であること
Sマーク登録店は、標準的なサービスを提供出来るよう、提供する役務の内容、基準を細かに定めています。
- Sanitation** 清潔であること
Sマーク登録店は、衛生的なサービスを提供出来るよう、営業施設又は、設備についての基準を定めています。

専門家スタッフによる「無料相談」を実施中

あなたの困りごとを専門家スタッフに相談してみませんか

【生衛業経営支援緊急対策事業】

新型コロナウイルス感染症やエネルギー及び物価高騰等により経営に深刻な影響を受けている県内の生衛業者を対象に、生活衛生同業組合等と連携して、生衛業者からの幅広い相談にワンストップで対応できる「専門相談窓口」を当指導センター内に設置するとともに、事業継続や経営再建などに悩む生衛業者の支援を行います。

相談内容に応じて専門家(社会保険労務士、中小企業診断士、税理士、弁護士等)を選定して経営指導等を実施しています。

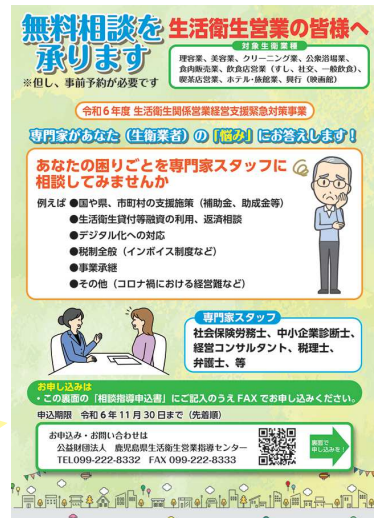
《相談対象メニュー》

- ・国や県、市町村の支援施策(補助金、助成金等)
- ・生活衛生貸付等融資の(再)利用、返済相談
- ・デジタル化への対応・税制全般(インボイス制度など)
- ・事業承継・その他(経営相談など)

当事業は、**令和6年11月30日まで実施します。**

まず、当指導センターにお問い合わせください。

お申込は
お早めに!



無料相談を承ります

生活衛生営業の皆様へ

理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業、食肉販売業、飲食店営業(付し、社交、一般飲食)、喫茶店営業、ホテル・旅館業、旅行(観光旅行)

※但し、事前予約が必要です

令和6年度生活衛生関係営業経営支援緊急対策事業

専門家があなた(生衛業者)の「悩み」にお答えします!

あなたの困りごとを専門家スタッフに相談してみませんか

例えば ●国や県、市町村の支援施策(補助金、助成金等)
●生活衛生貸付等融資の利用、返済相談
●デジタル化への対応
●税制全般(インボイス制度など)
●事業承継
●その他(コロナ禍における経営難など)

専門家スタッフ
社会保険労務士、中小企業診断士、経営コンサルタント、税理士、弁護士、等

お申し込み
このページの「相談指導申込書」にて記入のうえ FAX でお申し込みください。
申込期限 令和6年11月30日まで(先着順)

お申込み・お問い合わせ先
公益財団法人 鹿児島県生活衛生営業指導センター
TEL 099-222-8332 FAX 099-222-8333

▶ 生活衛生同業組合だより～組合活動の紹介コーナー

すし商組合

出前授業と経営講習会を実施

すし商組合では、後継者育成支援事業の一環として、鹿屋中央高校と神村学園にて出前授業を実施しました。授業では、すし屋の歴史や現状を説明し、ネタのカットや「にぎり寿司」作りを体験してもらいました。「楽しい経験ができた」などと生徒たちから好評でした。

また令和6年1月29日、組合員向けに「インボイス制度」と「今後の景気動向について」と題して経営講習会を開催しました。税理士法人さくら優和パートナーズの野田勝税理士に講演をいただき、改めてインボイス制度と現在の経済情勢について理解を深めることができました。



興行組合

知っていますか？もっと映画をオトクに楽しむ方法

- ◆水曜サービスデー どなたでもお一人様1,300円！
- ◆ファーストデー(毎月1日、12月をのぞく) お一人様1,300円
※12月1日は映画の日お一人様1,000円！(一部劇場を除く)
- ◆20時以降は「レイトショー」 お1人様1,500円！
- ◆60歳以上「シニア割引」 いつでも1,300円(要証明)
- ◆50歳になったら「ペア50割引」
50歳以上の方が2人で同時に同作品をご鑑賞の場合
お2人で2,800円(要証明)

これ以外にも各映画館で独自の割引サービスを展開中！
※劇場によってはサービス・料金が異なる場合があります。
また、特別上映等で割引料金が適用にならない作品もございます。詳しくは各劇場にお問い合わせください



理容組合

コロナ復興・物価高騰対策経営支援セミナー開催

令和6年1月、補助金を活用して全理連講師木下裕章氏による講習会を2日間にわたり開催しました。1月21日は、カラー講習会を理容組合の学校自習室にて開催し、22日は経営支援セミナーと技術講習会(レディスカット・メンズカット)をセンターラス天文館6Fホールにて開催しました。



この講習会やセミナーは、理美容業界の活性化を目的としており、組合員でない方などにも幅広く参加を呼びかけたところ、両日とも予定人数を大幅に上回る大盛況となりました。

今年度も補助金を活用して、業界が元気になるような講習会を計画しています。

美容組合

「全日本美容講師会・高度研修会」開催

全日本美容講師会(東京)が主催する令和5年度高度研修会を、鹿児島市の城山ホテル鹿児島で開催しました。当日は全国から約200名の会員が参加し、地元・鹿児島から大島紬に関する歴史や製造法などの講話の他、春夏のトレンドカラーの解説、ファッション誌や広告などで活躍する藤崎コウイチ氏による作品披露などが行われました。

その後の懇親会では鹿児島を代表する天孫降臨霧島九面太鼓保存会による力強い太鼓演奏が披露され、鹿児島の魅力を十分に体験していただきました。



「事業を譲り渡したい」、「事業を譲り受けたい」とお考えの皆様へ

県生衛同業組合連合協議会と日本政策金融公庫が
「事業承継支援に関する連携協定」を締結しました!!



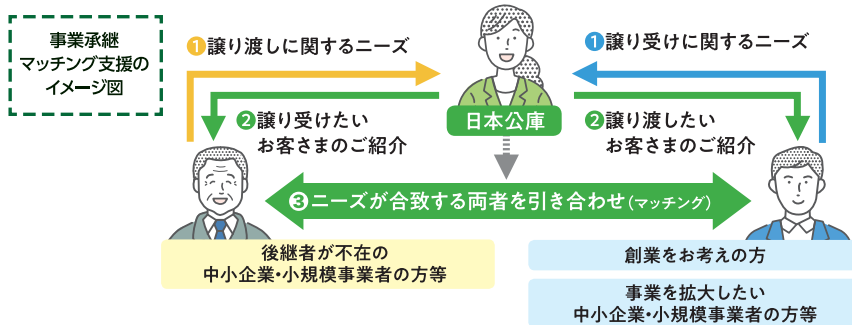
令和5年11月29日、鹿児島県生活衛生同業組合連合協議会と日本政策金融公庫(略称:日本公庫)の鹿児島、鹿屋、川内の3支店は、事業承継支援を目的とした連携協定を結びました。

全国的に事業者の高齢化が急速に進んでおり、コロナ禍の影響で事業者の休廃業が高水準で推移する中、同協議会と日本公庫は連携して、地域に必要な事業を残し次世代につなぐため、事業者の皆様の事業承継支援に、積極的に取り組んで参ります。

具体的には、同協議会傘下の11の生活衛生同業組合は、組合員から事業承継の相談があった場合には、希望者に日本公庫への取り次ぎを行うこととしました。日本公庫は、事業の譲受・譲渡希望者とのマッチングを支援いたします。

日本公庫の 事業承継マッチング支援のご案内

後継者がいないことなどを理由に **「事業を譲り渡したい」**とお考えの方と、創業や事業拡大等に向けて **「事業を譲り受けたい」**とお考えの方をつなぐ、マッチングサービスです。



詳しくは、日本公庫の「事業承継マッチング支援」ページをご覧ください。



「事業承継マッチング支援」ページ

日本公庫 事業承継マッチング 検索

こちらの 二次元コードからも ご覧いただけます。



● 日本公庫のサービスをもっと身近に!

日本公庫 **ダイレクト**

来店不要!
会員登録無料!

PCやスマホから手軽にサービスを利用!

日本公庫からのおすすめ情報をメールで取得できたり、各種証明書の発行、お取引状況の確認といったさまざまなサービスがご利用いただけます*。



おすすめ情報の受信



各種証明書の取得



セミナー情報の確認・申込



詳しくはWebサイトをご覧ください

日本公庫ダイレクト 検索

*お取引状況によっては、一部のサービスがご利用いただけない場合がございます。

経営の安定化に向けてご利用ください！

日本公庫の 生活衛生改善貸付

ご融資額	2,000万円以内
ご返済期間 (うち据置期間)	設備資金: 10年以内 (2年以内) 運転資金: 7年以内 (1年以内)
利率(注)	特別利率F
担保・保証人	不要(法人の代表者保証も不要)

(注) 利率は、日本公庫のホームページの金利情報(国民生活事業主要利率一覧表)からご確認ください。

ご相談は、生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センターまたは日本公庫国民生活事業の窓口までお気軽にどうぞ。



「生活衛生改善貸付」とは？

- 従業員が5人(旅館業および興行場営業は20人)以下の生活衛生関係営業者の方にご利用いただける無担保・無保証人の融資制度です。
- ご利用にあたっては、一定の要件を満たした上で、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けることが必要となります。

○生活衛生改善貸付(新型コロナウイルス感染症関連)

ご利用いただける方	生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている、生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方であって、次の1または2のいずれかに該当し、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方 1 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月間の売上高または過去6か月(最近1か月を含みます。)の平均売上高が前6年のいずれかの年の同期と比較して、5%以上減少しているまたはこれと同様の状況にある方 2 債務負担が重くなっている方(注1)
お使いみち	設備資金および運転資金
融資限度額	1,000万円(別枠)
利率(年)	当初3年間: 特別利率F-0.5%(別枠の1,000万円以内)(注2)、4年目以降: 特別利率F
ご返済期間	【設備資金】20年以内(うち据置期間5年以内) 【運転資金】20年以内(うち据置期間5年以内)

(注1) 一定の要件を満たす必要があります。要件の詳細は、お近くの支店にお問い合わせください。

(注2) 「特別利率F-0.5%」の適用限度額は、新型コロナウイルス感染症特別貸付における「基準利率-0.5%」の適用限度額に含まれます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。



国民生活事業
<https://www.jfc.go.jp/>

お問い合わせ先

鹿児島支店	鹿児島市千日町1-1 センテラス天文館5階	TEL.0570-098842
鹿屋支店	鹿屋市大手町2-19	TEL.0570-098951
川内支店	薩摩川内市西向田町5-29	TEL.0570-099616

Government Educational Loans

国の教育ローン

あなたの“未来”応援します。

ご融資額

350万円以内

お子さま
1人あたり

ご入学前のまとまった
費用の準備が可能

固定金利
長期返済が可能

40年以上の取扱実績

ご相談・お問い合わせは **教育ローンコールセンター**

受付時間 月～金 9:00～19:00

0570-008656

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月31日～1月3日)はご利用いただけません。ナビダイヤルがご利用いただけない場合は、03-5321-8656におかけください。